

「関税率法等の一部を改正する法律」について

平成 28 年 4 月
財務省

1. 法律の概要

(1) 暫定税率の適用期限の延長等

平成 28 年 3 月 31 日に適用期限の到来する暫定税率（431 品目）並びに特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置（牛肉の発動基準数量の算定基礎の特例を含む。）について、これらの適用期限を 1 年延長する。

(2) 個別品目の関税率の見直し

義務教育学校制度の施行に伴う、給食に使用される脱脂粉乳に対する関税減税措置の対象への義務教育学校の追加、バイオエタノールの暫定税率を無税とすること等の所要の措置を講ずる。

(3) 輸出入をしてはならない貨物への営業秘密侵害品の追加

企業から不正に流出した技術により生産された物（営業秘密侵害品）を、関税法上の水際取締りの対象とする。

(4) 輸出入申告官署の自由化等

輸出入しようとする貨物が置かれている場所を所轄する税関官署に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、AEO（認定事業者）のうち輸出入者及び通関業者等については、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことを可能とする。

これに伴い、通関業者の業務を各税關の管轄区域内に制限する規定を廃止する。また、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化等に対応するため、通関業制度の見直しを行う。

(5) HS条約 2017 年改正に対応するための関税率表の改訂

平成 29 年 1 月 1 日から適用される、HS条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）の改正に伴い、関税率表の改訂を行う。

(6) 納税環境整備等

納税環境整備に係る内国税の規定を踏まえ、郵便又は信書便により納税申告書等が提出された場合の発信主義の適用に係る規定、延滞税の免除及び計算日数の見直しに係る規定、加算税制度の見直しに係る規定を整備するほか、行政不服審査法の改正を踏まえ、関税等不服審査会への諮問事項を追加する。

2. 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

（注）上記 1 のうち、（3）については平成 28 年 6 月 1 日、（4）については公布の日から 2 年以内で政令で定める日、（5）並びに（6）の延滞税の計算日数及び加算税制度の見直しに係る規定については平成 29 年 1 月 1 日。

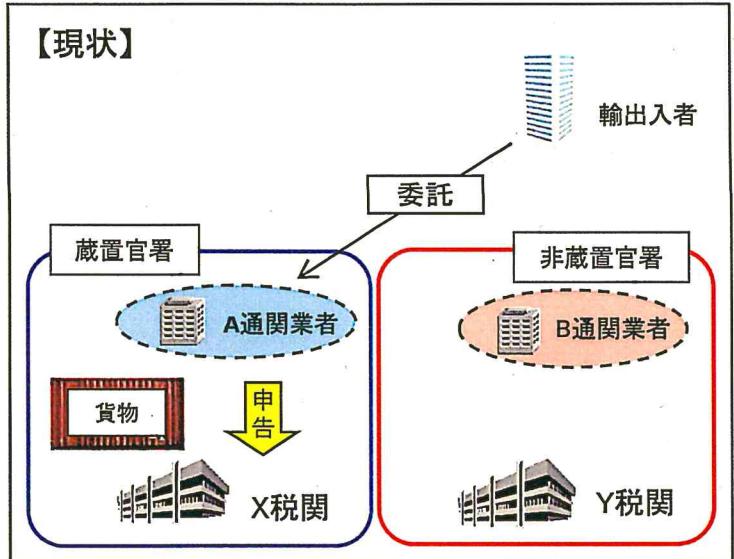
輸出入申告官署の自由化・ 通関業制度の見直しについて

平成28年4月
財務省関税局

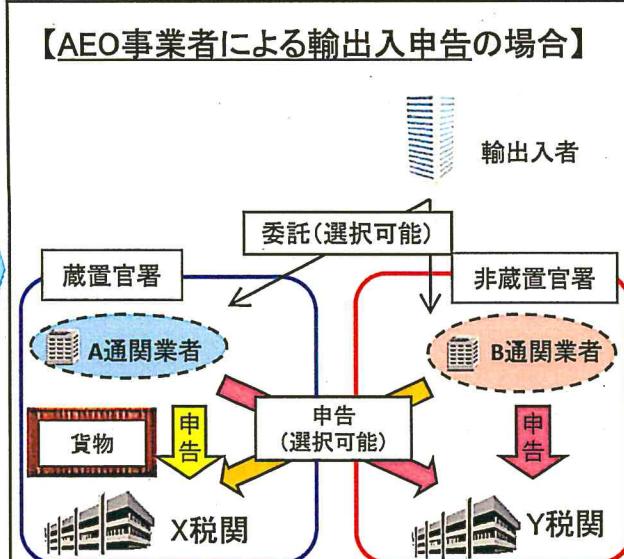
1. 輸出入申告官署の自由化について

輸出入申告官署の自由化の概要

【現状】

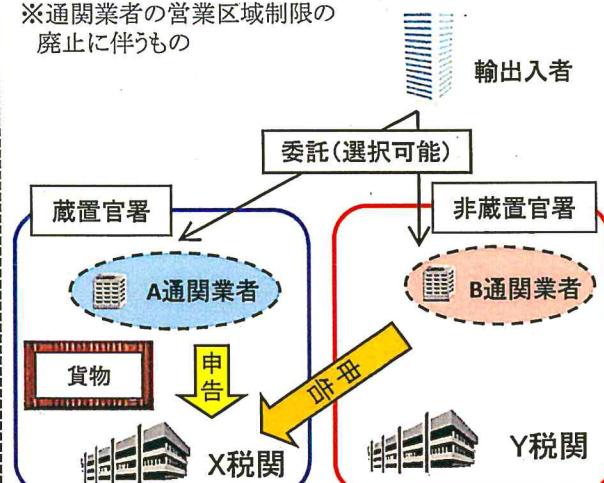


【AEO事業者による輸出入申告の場合】



【一般の輸出入申告の場合】

※通関業者の営業区域制限の廃止に伴うもの



- 貨物の輸出入申告は、蔵置官署(貨物が置かれている場所を所轄する税関官署)に対して行うことが原則。
 - 他方、通関の適正性及び業務処理の効率性を損なわない範囲で、貨物の場所に関わらず、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことを可能にすれば、貿易関係事業者の事務の効率化やコスト削減を図ることができ、貿易円滑化に資する。
 - このため、蔵置官署に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、AEO事業者(輸出入者、通関業者)については、いずれの税関官署に対しても申告できることとする。【関税法の改正】
-
- 申告官署の自由化に伴い、通関業の営業区域制限を廃止する。【通関業法の改正】

輸出入申告官署の自由化にかかる関税法改正のポイント

輸出申告の特例

- 特定輸出者(AEO輸出者)、特定委託輸出者(輸出通関手続をAEO通関業者に委託した者。)、特定製造貨物輸出者(AEO製造者が製造する貨物を輸出する者。)が、いずれかの税関長に対して輸出申告をすることができる旨を規定。(関税法第67条の3)

輸入申告の特例

- 特例輸入者(AEO輸入者)、特例委託輸入者(輸入通関手続をAEO通関業者に委託した者。)が、いずれかの税関長に対して輸入申告をすることができる旨を規定。(関税法第67条の19)

貨物の検査に係る権限の委任

- 税関長は、申告に係る貨物が他の税関長の所属する税關の管轄区域内にある場合で、検査を行う必要があると認めるときは、当該他の税関長に対し検査に係る権限を委任することができる旨を規定。

(関税法第68条の2)

→ 税關における「審確(審査)分離」の処理体制。

施行期日

- 輸出入申告官署の自由化、通関業法改正に伴う規定は公布の日から二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する旨を規定。(改正法附則第1条)

→ 平成29年度のNACCS更改時とし、十分な周知期間を設ける。

輸出入申告官署の自由化にかかる政令・省令の整備(予定) 1/2

(1) 対象となる貨物 【政令】

- 基本的に全ての貨物を申告官署の自由化の対象とするが、自由化の対象としない貨物を指定。
 - 輸出貿易管理令に定める武器関連物資等 → 輸出申告の特例を適用しない
 - MDA協定(日米防衛相互援助協定)該当貨物 → 輸入申告の特例を適用しない
- (※) ワシントン条約該当貨物は、対象貨物が指定官署に蔵置されている場合に、いずれかの指定官署に輸入申告を行うことが可能。

(2) 特定輸出者等の輸出手続、特例輸入者等の輸入手続 【政令】【省令】

- 輸出入申告の特例の適用を受ける場合は、原則として電子情報処理組織(NACCS)を使用してその申告及び関係書類の提出を行わなければならない旨を規定(※)。
- (※) 電子通信回線の故障その他の事由により、NACCSを使用しなくてもよい場合を、省令で規定する予定。

輸出入申告官署の自由化にかかる政令・省令の整備(予定) 2/2

(3) 修正申告書及び更正請求書の提出先 【政令】

- 修正申告書、更正請求書は、輸入(納税)申告等を行った税関長に対して行う旨規定。

(4) 関税等の軽減、免除又は払戻し等を受けるための書類等の提出先 【政令】

- 関税等の軽減、免除又は払戻し等を受けるための書類等の提出先は、輸出入申告をする税関長又は輸出入を許可した税関長となる旨規定。

(5) 国際郵便物を取り扱う外郵官署における手続 【政令】

- 外郵官署は、大量の郵便物を迅速かつ効率的に通関することが要請されていることから、郵便物以外の貨物の輸出入申告を取り扱わないこととする。

その他主な実務上の事項(予定) 1/2

(1) 複数の蔵置官署に分散して蔵置される貨物の扱い

【現状】

- 複数の蔵置場所に分散して蔵置される貨物について輸入申告を行う場合、税関の管轄区域内でかつ都道府県をまたがない範囲で、一の申告で行うことを認めている。

【自由化後の対応】

- 申告官署の自由化後も、分散して蔵置された貨物については、税関の管轄区域内でかつ都道府県をまたがない範囲で、一の申告で輸入申告を行うことを可能とする。

(2) 執務時間外における税関の対応

【現状】

- 開庁時間外に輸出入の許可に係る事務を求める場合には、あらかじめ税関に届け出なければならず、その場合、税関長は、税関の事務の執行上支障がないと認めるときは、当該事務を執行するものとされている。(関税法第98条)

【自由化後の対応】

- 申告官署の自由化後においては、執務時間外の事務を求める届出は申告官署に行うこととする。
- 検査になった場合、時間外の対応を希望するときは、あらかじめ申告官署に申し出があれば、蔵置官署において事務の執行上支障がある場合を除き、これに応じることとする。

(3) 当事者分析の承認

【現状】

- ・ 分析は本来税関が行うものであるが、輸出入者が、継続的に、自ら又は第三者に依頼して行った分析の結果を審査等に用いることを希望する場合は、申告しようとする税関に申請を行い、当事者分析の承認を受けることができる。

【自由化後の対応】

- ・ 当事者分析の申請・承認は、蔵置官署で行うこととする。

2. 通関業制度の見直しについて

通関業制度の見直しの概要

項目	改正内容
営業区域制限 (通関業法第5条、第9条)	営業区域外の税関官署への輸出入申告を可能とするため、営業区域制限を廃止する。併せて需給調整条項を廃止する。
通関業の許可権者 (通関業法第3条)	営業区域制限の廃止に伴い全国で通関業務を行うことが可能となるため、通関業の許可権者を財務大臣とする。
営業所の新設 (通関業法第9条)	AEO通関業者による営業所の新設を(許可制ではなく、)届出制とする。
地位の承継 (通関業法第11条の2、 関税法第79条の6)	合併等があった際、税関長の承認を受けて、通関業者及びAEO通関業者としての地位の承継を可能とする。
通関業務料金の 最高額の定め等 (通関業法第18条)	財務大臣が通関業務料金の額について必要な定めをすることができる旨の規定を廃止する。 通関業務料金の額の掲示義務については、依頼者の保護の観点から維持する。
通関士の設置 (通関業法第13条、 通関業法施行令第5条)	地域限定の条件付で通関士の設置義務が免除されていた通関業者であっても、今後、通関士を設置することとする。 ただし、猶予期間(施行の日から5年間)を設ける。 一方で、営業所における「専任の通関士」の設置義務を廃止する。
営業報告書	簡素化、合理化等必要な見直しを行う。(報告書様式の変更)
業務改善命令 (通関業法第33条の2)	通関業者の業務が適正に行われていない場合、業務の改善を命ずることを可能とする。
欠格事由等 (通関業法第6条)	申請者が暴力団員等に該当する場合を通関業の許可の欠格事由等として明文化する。
罰則 (通関業法第41条～第44条)	物価上昇等に伴う可罰効果の減少に対応するため、罰金刑の水準の見直しを行う。

通関業制度の見直しに係る政省令改正項目

通関業法施行令改正案

- AEO通関業者による営業所の届出の手続【第2条】
- 通関士の設置
 - ・ 地域限定の特例の廃止【第5条（改正前）及び別表を削除】
 - ・ 「専任の通関士」の設置義務の廃止【第5条（改正後）】
- 権限の委任【第14条（新設）】
- 通関業の許可権者の変更に伴う改正【第1条、第3条】
- 通関業法施行令及び関税法の条項番号変更に伴う改正【第4条、第7条】

通関業法施行規則改正案

- 通関業法の条項番号変更に伴う改正【第1条】

地域限定の特例の廃止

法律事項

- ◆ 営業所において取り扱う通関業務が通関士の設置を要する地域以外の地域においてのみ行われることとなっている場合に、通関士の設置義務が免除される特例(地域限定)を廃止する(通関業法第13条)。
※ 改正通関業法の附則で猶予期間を規定。
 - (1) 改正通関業法の施行の日から起算して5年を経過する日
 - (2) 地域限定の特例の対象であった営業所に通関士を設置する日の前日のいずれか早いまでの間は地域限定の特例の規定は適用可能。
- ◆ 営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が一定の種類の貨物のみに限られている場合に通関士の設置義務が免除される特例(貨物限定)の規定は維持する(通関業法第13条)。

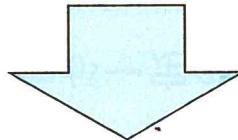
政令事項

- ◆ 通関士の設置に係る地域の指定に係る規定(通関業法施行令第5条)及び「通関士の設置を要する地域」(通関業法施行令別表)を削除。

通関士の設置 2/2

「専任の通関士」の設置義務の廃止 【政令】

- ◆ 通関業務を行う営業所に設置する「専任の通関士」の設置義務(通関業法施行令第4条)を廃止する。



通関業者は、営業所ごとに、通関業務に係る貨物の数量及び種類並びに通関士が審査しなければならないこととされている通関書類の数、種類及び内容に応じて必要な数の通関士を置かなければならない。（通関業法施行令第5条（改正後））

権限の委任 1/2

財務大臣は、政令で定めるところにより、その権限の一部を税関長に委任することができる。
(改正通関業法第40条の3)

通関業の許可に関する権限(通関業法施行令第14条第1項第1号)

- ◆ 通関業の許可に関する権限は、通関業務を行おうとする営業所(当該営業所が2以上ある場合には、主たるもののが所在地)を管轄する税関長に委任する。

通関業の許可を行った税関長に委任される権限(通関業法施行令第14条第1項第2号～第5号)

- ◆ 以下の権限は、通関業の許可を行った税関長に委任する。
 - ・ 通関業の廃止等による通関業許可の消滅の公告(通関業法第10条第2項)
 - ・ 通関業の許可の取消し及び取消ししようとするときの審査委員への意見聴取(通関業法第11条)
 - ・ 通関業の地位の承継の承認(通関業法第11条の2)
 - ・ 通関業の許可事項の変更手続に係る届出(通関業法第12条)
 - ・ 定期報告書の提出(通関業法第22条第3項)
 - ・ 通関業者に対する業務改善命令(通関業法第33条の2)
 - ・ 通関業者に対する業務の停止又は許可の取消し、通関士に対する懲戒処分(通関業法第34条、第35条)
 - ・ 通関業者又は通関士が法令等に違反していることの調査の申出(通関業法第36条)
 - ・ 通関業者への処分に対する審査委員からの意見の聴取、処分の通知(通関業法第37条)
 - ・ 審査委員の委嘱(通関業法第39条第1項)

権限の委任 2/2

通関業の許可を行う税関長の他、許可申請にあたり通関業務を行おうとする営業所の所在地を管轄する税関長も行うことができる権限（通関業法施行令第14条第2項）

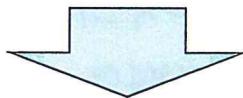
- ◆ 以下の権限は、通関業の許可を行う税関長の他、通関業務を行おうとする営業所の所在地を管轄する税関長も行うことができる。
 - ・ 通関業務を行う営業所であって、通関業の許可を行う税関長以外の税関長の所属する税関の管轄区域内にある営業所に係る審査（通関業法第5条）

通関業の許可を行った税関長の他、営業所の所在地を管轄する税関長も行うことができる権限（通関業法施行令第14条第3項）

- ◆ 以下の権限は、通関業の許可を行った税関長の他、通関営業所の所在地を管轄する税関長も行うことができる。
 - ・ 営業所の新設の許可（通関業法第8条）
 - ・ AEO通関業者による営業所の新設の届出（通関業法第9条）
 - ・ 営業所の名称及び所在地又は当該営業所の責任者の変更の届出（通関業法第12条）
 - ・ 営業所ごとの通関士等の異動の届出（通関業法第22条第2項）
 - ・ 営業所で通関業務に従事しようとする通関士に係る確認（通関業法第31条第1項）
 - ・ 報告の徴取、質問及び帳簿書類の検査（通関業法第38条第1項）

現在の通関業の許可の取扱い

改正通関業法施行後、通関業を営もうとする者は、財務大臣の許可を受けなければならない
(改正通関業法第3条第1項)。



◆ 改正通関業法(以下「新法」)施行の際、現に改正前の通関業法(以下「旧法」)の規定により通関業の許可を受けている者は、新法施行日に、新法における通関業の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧法の規定による通関業の許可に条件が付されているときは、当該条件は、新法の規定による許可に付されたものとみなす。

(改正法附則第4条第1項)

新法施行日に、新法の通関業の許可を受けたものとみなされた者についての、AEO通関業者の認定の要件の一つである「許可を受けた日から三年を経過」していること(改正関税法第79条第3項第1号ロ)の規定の適用については、旧法の規定により通関業の許可を受けた日(2以上あるときは、最も早い日)を新法における通関業の許可を受けた日とみなす。

(改正法附則第4条第2項)

通関業務料金について

通関業務料金の最高額の定め(改正前通関業法第18条第2項)

- ◆ 財務大臣が通関業務料金の額について必要な定めをすることができる旨の通関業法の規定を廃止し、財務大臣による通関業務料金の最高額の定めを廃止する。
⇒ 通関業者は、提供するサービスの内容やコストに応じて、自由に通関業務の料金を設定することが可能となる。

通関業務料金の掲示(改正前通関業法第18条第1項)

- ◆ 通関業務料金の額の掲示義務については、依頼者の保護の観点から維持する。

【料金の掲示に係る基本的考え方】

- ・ 通関業務の掲示内容は、各通関業者が定める必要がある。
- ・ その際、依頼者に対する透明性を確保する観点から、掲示する料金が契約の種類及びサービスの内容に応じて定められ、依頼者にとって明確である必要がある。